

# 高速道路を活用した地方創生等のプロジェクト連携に関する協定書

小城市、西日本高速道路株式会社九州支社（以下「NEXCO 西日本」という。）及び福岡地域戦略推進協議会（以下「FDC」という。）とは、高速道路等の地域インフラを活用した地方創生等に係るプロジェクト連携について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、小城市、NEXCO 西日本及びFDCの相互の協力と連携により、小城市域における資源を有効に活用した取組みを推進し、小城市及び高速道路等の強みを活かした地方創生等の実現に資することを目的とする。

## （連携事項）

第2条 前条の目的を達成するため、小城市、NEXCO 西日本及びFDCが連携協力する事項は、以下に掲げるとおりとする。

- （1）小城市域における地域資源の活用に関すること。
- （2）小城市域における高速道路等の地域インフラの利活用に関すること。
- （3）小城市域における観光振興に関すること。
- （4）地方創生等に係る人材育成に関すること。
- （5）その他、地方創生等の推進に関すること。

## （個別の協議）

第3条 小城市、NEXCO 西日本及びFDCは、前条（1）～（5）に掲げる事項を連携して実施する場合は、具体的な実施方法、役割、費用負担、実施期間等に関し別途協議の上、決定するものとする。

## （協定内容の変更）

第4条 小城市、NEXCO 西日本及びFDCのいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

## （有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年（2020年）3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、小城市、NEXCO 西日本及びFDCにおいて、継続の意思表示をしたときは、期間満了日の翌日から更に1年間有効とし、その後も同様とする。

(疑義事項)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関する疑義が生じたときは、小城市、NEXCO西日本及びFDCの協議の上、これを定めるものとする。

(守秘義務)

第7条 小城市、NEXCO西日本及びFDCは、本協定に基づく事業の実施において知り得た情報を第三者に開示又は漏洩せず、また目的外の利用をしてはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

本協定を証するため、本書3通を作成し、小城市、NEXCO西日本及びFDCが記名押印の上、各自がその1通を保有するものとする。

平成30年12月18日

佐賀県小城市三日月町長神田2312番地2

小城市

小城市長 江里口 秀次

福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目13番15号

西日本高速道路株式会社九州支社

支社長 廣畑 浩司

福岡県福岡市中央区天神1丁目10番1号

福岡地域戦略推進協議会

事務局長 石丸 修平